

環境保全対策について

1 環境保全対策に係る基本的な考え方

環境保全対策は、資料3で検討した排ガス処理対策のほか、建設工事期間中での周辺環境対策、並びに施設稼働後の騒音、振動、悪臭及び排水対策などがあります。

本資料では、他施設の実例も交えつつ、建設工事期間中及び施設稼働後の環境保全対策について検討します。

2 環境保全対策(建設工事期間)

(1) 騒音、振動、粉じん対策

建設工事中は、騒音、振動、粉じん対策として、次の対策を実施していきます。

- 極力低騒音・低振動の工法や建設機械の採用を図る。
- 粉じん等の飛散を防止するため、散水、覆い等を施すとともに、事故防止のために関係者以外の立ち入りができないよう措置を講じる。
- 建設工事中は、騒音計や振動計を設置し、連続記録を取ると同時にその記録を公表する。

(2) 排水対策

建設工事中は、排水対策として、次の対策を実施していきます。

- 仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
- 降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減する。
- 雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置を取るなどの対策を行う。

2 環境保全対策(建設工事期間)

(3) 工事車両等の運行

建設工事中は、工事車両等の運行として、次の対策を実施していきます。

- アイドリングストップ等を実施する。
- 周辺道路の汚れを防止する（道路と敷地の取合い部分を敷鉄板で養生する、タイヤ洗浄、周辺道路の定期的な巡回と清掃等）。

(4) その他

その他として、次の対策を実施していきます。

- 工事専用のホームページを開設し、建設工事の概要や工事進捗状況等を適時更新して公表することで地域住民への情報開示を徹底する。
- 工事中の連絡先を明確にし、周辺住民から問い合わせ等があった場合に速やかに対応する。
- 今後実施する環境影響評価での評価書に規定される対策を実施する。

3 環境保全対策（施設稼働後）

施設稼働後は、次の環境保全対策を実施していきます。

- 公害防止基準値（排ガス、騒音、振動、悪臭、排水等）※は、適時測定しながら監視することで周辺環境の保全に努める。
- 処理により発生する残さは、ダイオキシン類含有量など適時測定しながら管理する。
- ピットからの臭気が建物外へ拡散しないよう、プラットホームを常に負圧とし、またピット内の空気を燃焼用空気として炉内へ送風し、高温で燃焼するほか、プラットホームの扉を常時開放しない運営とする。
- 必要な箇所には、脱臭装置を設置する。
- 発生残さは、飛散しないように、屋根及び壁を設けた建物内に保管し、天蓋付き車両により搬出する。
- 排ガス、騒音、振動、悪臭、排水等の公害防止基準に設定する項目は、定期的に測定し、公表する。

※公害防止基準の監視は、今後、設計及び建設業務、運營業務に関する条件を記載した「要求水準書」と呼ばれる書類において規定を設定し、発注していきます。基本計画の段階でこれを決めるものではありませんので、上記の記載としています。

3 環境保全対策の例



建設工事期間の環境保全対策



●排ガス表示板

煙突から排出される排ガス成分の濃度を表示します。

電子看板の設置